

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|-----------------------|
| 1 | 2号機 | タービン建屋2階から1階への階段において、下降中の協力企業社員が足を踏み外し、右足首を負傷したため、対応検討 | A s | 4月24日公表済 (PDF57KB) |

その他：20件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 1 | 1号機 | 非常用復水器（A）系凝縮水原子炉戻りラインの電動弁駆動部端子箱カバーにおいて、損傷（凹み及び割れ）が認められたため、当該部品を交換 | D | |
| 2 | 1号機 | 低圧タービン（A・B）16段抽気配管ドレン弁点検時、グラウンド部封水管ユニオンシール面に腐食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 3 | 1号機 | 補助海水系硫酸第一鉄注入ポンプ運転確認時、自動エア抜きオイル補給弁に作動不良が認められたため、当該弁を修理 | D | |
| 4 | 1号機 | ステンレス鋼配管健全性確認検査（R1）に関する安全管理審査現場立会時、検査要領書の検査対象範囲に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討 | C | |
| 5 | 1号機 | 炉心スプレイ（B）系ポンプ吐出ライン隔離弁駆動部端子箱内の歯車式リミットスイッチにおいて、フィンガーベース（予備側）の脱落が認められたため、当該スイッチを交換 | C | |
| 6 | 1号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット（26-23）のスクラム弁において、リミットスイッチ配線に誤接続が認められたため、当該配線を正規に接続及び対応検討 | C | |
| 7 | 4号機 | 原子炉保護系インターロック機能検査（運7）実施時、検査要領書の復旧手順の実施担当者欄に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討 | D | |
| 8 | 4号機 | 非常用ディーゼル発電機・炉心スプレイ系・低圧注水系機能検査のリハーサルにおいて、炉心スプレイ系注入弁（A、B）に動作不良が認められたため、対応検討 | C | |
| 9 | 5号機 | 気体廃棄物処理系排ガス予冷器（A）において、冷却機の膨張弁（通常側）出口温度に揺らぎ（3～4度）が認められたため、当該温度調整弁を点検・修理 | D | |
| 10 | 5号機 | 気体廃棄物処理系排ガス再結合器（A）出口側ブロー弁において、弁駆動空気用電磁弁に動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理 | D | |
| 11 | 5号機 | 格納容器雰囲気モニタの圧力抑制室側酸素濃度検出器の点検において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該検出器を修理 | C | |
| 12 | 6号機 | 格納容器雰囲気モニタの中央操作室パネルにおいて、「CAMSTラブル」警報の発生及び即復帰の事象があり、現場制御盤には異常が認められないことから、当該警報回路を点検・修理 | C | |
| 13 | 集中環境施設 | 雑固体焼却炉（A）炉底監視用テレビにおいて、映像不良が認められたため、当該テレビ装置及びケーブル接続部を点検・修理 | D | |
| 14 | その他 | 保安検査において、各部門及び階層による保守管理目標の設定に関する不備が指摘されたため、対応検討 | B | |
| 15 | その他 | 保安検査において、文書管理上の不適合（記録様式の誤り他2件）が認められたため、対応検討 | B | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 16 | その他 | 保安検査において、制御棒価値ミニマイザの使用不能時における燃料移動作業に関するマニュアルの記載に不備（発電所間の不統一）が指摘されたため、当該マニュアルを改訂及び対応検討 | B | |
| 17 | その他 | 保安検査において、燃料移動作業管理要領のレビュー不足による不備（用語の不統一）が指摘されたため、当該要領を改訂及び対応検討 | B | |
| 18 | その他 | 保安検査において、燃料移動作業手順管理ツールシステムに関する記録の不備（監視員記録の入力不可）が指摘されたため、当該システムプログラムを改修及び対応検討 | B | |
| 19 | その他 | 保安検査において、2号機起動の確認作業時、「プラント起動時確認表」の承認日付に不備が指摘されたため、当該確認表を訂正及び対応検討 | B | |
| 20 | その他 | 保安検査において、放射線廃棄物管理基本マニュアルに記載不備（準拠法令の記載もれ）が指摘されたため、当該マニュアルを改訂及び対応検討 | B | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで